**【監理技術者等を兼任させる場合に提出】**

配置技術者届出書

令和　　年　　月　　日

鯖江市長　様

住所　　：

商号または名称：

代表者名：

建設業法第２６条第３項ただし書および２６条第５項の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者ならびに監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という）の技術者等の配置について、以下のとおり届出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 届出理由  （該当する箇所に〇） | 建設業法第２６条  第３項第1号・第３項第２号・第５項 |
| 工事名 |  |
| 当該工事現場に配置する主任技術者および監理技術者、専任技術者の氏名 |  |
| 当該工事現場に配置する  連絡員、監理技術者補佐、  営業所技術者等の氏名 |  |
| 主任技術者および監理技術者が兼務する工事の名称および施行場所等 | 工事名または営業所：  施工場所または営業所所在地：  発注機関名： |

（添付書類）

1. 監理技術者補佐の資格が確認できる書類（資格者証、免許証など）の写し
2. 連絡員および監理技術者補佐と直接的かつ３ヶ月以上の雇用関係が確認できる書類の写し
3. 監理技術者等が兼務する工事のコリンズ等の写し
4. 監理技術者等の配置に関するチェックリスト（別紙様式）
5. その他届け出に必要な資料

※チェックリストの記入について、内容が正確でない場合は工事中止等の措置を講ずることがあります。

（別紙様式　１）

監理技術者等の配置に関するチェックリスト（専任特例１号）

※ 監理技術者等を兼任する場合、本チェックリストを「配置技術者届出書」に添付して提出すること。

工事名：

商号または名称：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要 件 | 確認欄 |
|  | 監理技術者等が兼務する工事現場が鯖江市内である。 | □ |
|  | 請負金額が、１億円未満（建築工事の場合は２億円未満）である | □ |
|  | 兼ねる工事現場の数が２以下である | □ |
|  | 工事現場間の距離が、主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね２時間以内である | □ |
|  | 下請次数が３を超えていないこと | □ |
|  | 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じている | □ |
|  | 配置技術者とは、直接的かつ３ヶ月以上の雇用関係がある。 | □ |
|  | 国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場毎に備え置く | □ |
|  | 連絡員（土木一式工事または建築一式工事の場合は同業種の実務経験１年以上有しているもの）の配置 | □ |
|  | 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されている | □ |
|  | 監理技術者が兼務する本工事以外の工事について、工事発注機関から、兼務について了解を得ている。 | □ |

（別紙様式　２）

監理技術者等の配置に関するチェックリスト（専任特例２号）

※ 監理技術者を兼任する場合、本チェックリストを「配置技術者届出書」に添付して提出すること。

工事名：

商号または名称：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要 件 | 確認欄 |
|  | 監理技術者等が兼務する工事現場が鯖江市内である。 | □ |
|  | 監理技術者が兼務する工事数は本工事を含め同時に２件である。 | □ |
|  | 監理技術者は、本工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回および主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができる。 | □ |
|  | 監理技術者が兼務する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で配置することができる。 | □ |
|  | 監理技術者補佐は、工事現場ごとに専任であり、主任技術者の資格を有する者のうち、１級の技術検定の第１次検定に合格した者である（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る） | □ |
|  | 配置技術者とは、直接的かつ３ヶ月以上の雇用関係がある。 | □ |
|  | 監理技術者と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制である。 | □ |
|  | 監理技術者補佐が行う業務について発注者に説明できる。 | □ |
|  | 監理技術者が兼務する本工事以外の工事発注機関から、兼務について了解を得ている。 | □ |

（別紙様式　３）

監理技術者等の配置に関するチェックリスト（営業所技術者等）

※ 監理技術者等を兼任する場合、本チェックリストを「配置技術者届出書」に添付して提出すること。

工事名：

商号または名称：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要 件 | 確認欄 |
|  | 監理技術者等が兼務する工事現場が鯖江市内である | □ |
|  | 請負金額が、１億円未満（建築工事の場合は２億円未満）である | □ |
|  | 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事である。 | □ |
|  | 営業所と工事現場間までの距離が、主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、営業所と当該工事現場までの移動時間がおおむね２時間以内である | □ |
|  | 下請次数が３を超えていないこと | □ |
|  | 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じている | □ |
|  | 国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場毎に備え置く | □ |
|  | 連絡員（土木一式工事または建築一式工事の場合は同業種の実務経験１年以上有する者）の配置 | □ |
|  | 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されている | □ |
|  | 配置技術者とは、直接的かつ３ヶ月以上の雇用関係がある。 | □ |